

令和 6 年度版

福岡市地域防災計画 修正案

- 1 本 編（1 頁～33 頁）
- 2 原子力災害対策編（34 頁～39 頁）

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由						
1-6	第1章 第4節	第1章 総則 第4節 災害の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 (1) 国等における県内の活断層の評価 表（省略） （「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）平成30年5月福岡県」より抜粋）	第1章 総則 第4節 災害の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 (1) 国等における県内の活断層の評価 表（省略） （「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月福岡県」より抜粋）	時点修正						
1-8	第1章 第4節	(3)想定地震の震源断層パラメータ 表（省略） （「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）平成30年5月福岡県」より抜粋）	(3)想定地震の震源断層パラメータ 表（省略） （「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月福岡県」より抜粋）	時点修正						
2-2	第2章 第1節	第2章 防災組織計画 第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 2 事務の大綱 (2)指定地方行政機関 指定地方行政機関は、関係機関と連携・協力しながらその防災活動を実施するとともに、市、県等の活動が円滑に行われるよう、連絡・調整に当たる。 <table><tr><td>福岡財務支局</td><td>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項</td></tr></table>	福岡財務支局	① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項	第2章 防災組織計画 第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 2 事務の大綱 (2)指定地方行政機関 指定地方行政機関は、関係機関と連携・協力しながらその防災活動を実施するとともに、市、県等の活動が円滑に行われるよう、連絡・調整に当たる。 <table><tr><td>九州管区警察局</td><td>① 警備計画等の指導に関する事項 ② 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事項 ③ 広域的な交通規制の指導調整に関する事項 ④ 他の管区警察局との連携に関する事項 ⑤ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事項 ⑥ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事項 ⑦ 警察通信の運用に関する事項 ⑧ 津波警報等の伝達に関する事項</td></tr><tr><td>福岡財務支局</td><td>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項</td></tr></table>	九州管区警察局	① 警備計画等の指導に関する事項 ② 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事項 ③ 広域的な交通規制の指導調整に関する事項 ④ 他の管区警察局との連携に関する事項 ⑤ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事項 ⑥ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事項 ⑦ 警察通信の運用に関する事項 ⑧ 津波警報等の伝達に関する事項	福岡財務支局	① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項	県の地域防災計画に合わせた時点修正
福岡財務支局	① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項									
九州管区警察局	① 警備計画等の指導に関する事項 ② 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事項 ③ 広域的な交通規制の指導調整に関する事項 ④ 他の管区警察局との連携に関する事項 ⑤ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事項 ⑥ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事項 ⑦ 警察通信の運用に関する事項 ⑧ 津波警報等の伝達に関する事項									
福岡財務支局	① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項									

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)		令和6年度案		修正理由
2-2	第2章 第1節	九州農政局 福岡県拠点	災害時における政府所有米穀の供給支援に関する事項	九州農政局 福岡県拠点	災害時における政府所有米穀の供給支援に関する事項	県の地域防災計画 に合わせた時点修 正
		九州運輸局 福岡運輸支局	① 災害時における陸上及び海上輸送の調査、指導に関する事項 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関する事項 ③ 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事項 ④ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関する事項	九州森林管理局 福岡森林管理署	① 国有保安林・治山施設の整備に関する事項 ② 林野火災予防体制の整備に関する事項 ③ 林野火災対策の実施に関する事項 ④ 災害対策用材の供給に関する事項 ⑤ 復旧対策用材の供給に関する事項	
				九州経済産業局	① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事項 ② 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事項 ③ 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事項 ④ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事項 ⑤ 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事項 ⑥ 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事項	
				九州産業保安監督部	① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事項 ② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事項	
				九州運輸局 福岡運輸支局	① 災害時における陸上及び海上輸送の調査、指導に関する事項 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関する事項 ③ 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事項 ④ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関する事項	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)		令和6年度案		修正理由
2-3	第2章 第1節	福岡管区気象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。	福岡管区気象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。	県の地域防災計画に合わせた時点修正
		九州地方整備局 福岡国道事務所	① 一般国道の指定区間内における防災対策に関する事項 ② 避難路、緊急輸送路等の確保に関する事項	九州総合通信局 福岡労働局 九州地方整備局 福岡国道事務所	① 非常通信体制の整備に関する事項 ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事項 ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出しに関する事項 ④ 災害時における電気通信の確保に関する事項 ⑤ 非常通信の統制、管理に関する事項 ⑥ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事項 ① 事業場における災害防止のための指導監督に関する事項 ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事項 ③ 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関する事項 ④ 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事項 ① 一般国道の指定区間内における防災対策に関する事項 ② 避難路、緊急輸送路等の確保に関する事項	
2-3	第2章 第1節	九州地方整備局 福岡国道事務所	① 一般国道の指定区間内における防災対策に関する事項 ② 避難路、緊急輸送路等の確保に関する事項	九州地方整備局 福岡国道事務所	① 一般国道の指定区間内における防災対策に関する事項 ② 避難路、緊急輸送路等の確保に関する事項	県の地域防災計画に合わせた時点修正
				九州防衛局 国土地理院 九州地方測量部 九州地方環境事務所	① 災害時における防衛省（本省）との連携調整 ② 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援 ① 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事項 ② 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事項 ① 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関する事項 ② 環境監視体制の支援に関する事項 ③ 災害廃棄物等の処理対策に関する事項	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章 節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由										
2-4	第2章 第1節	(7) 指定公共機関 <table><tr><td>西日本電信電話株式会社九州支店</td><td>① 大津波警報・津波警報、気象特別警報等の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項</td></tr><tr><td>日本赤十字社福岡県支部</td><td>① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用資機材等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産及び死体の処理に関する事項 ④ 災害救護の連絡調整に関する事項 ⑤ こころのケアに関する事項 ⑥ 救援物資の備蓄及び配分に関する事項 ⑦ 血液製剤の供給に関する事項 ⑧ 義援金の募集・配分業務に関する事項</td></tr></table>	西日本電信電話株式会社九州支店	① 大津波警報・津波警報、気象特別警報等の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項	日本赤十字社福岡県支部	① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用資機材等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産及び死体の処理に関する事項 ④ 災害救護の連絡調整に関する事項 ⑤ こころのケアに関する事項 ⑥ 救援物資の備蓄及び配分に関する事項 ⑦ 血液製剤の供給に関する事項 ⑧ 義援金の募集・配分業務に関する事項	(7) 指定公共機関 <table><tr><td>西日本電信電話株式会社九州支店 NTTコミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ九州支店 ソフトバンク株式会社</td><td>① 大津波警報・津波警報、気象特別警報等の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項</td></tr><tr><td>日本銀行福岡支店</td><td>① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事項 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事項 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事項 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事項 ⑤ 各種措置に関する広報に関する事項</td></tr><tr><td>日本赤十字社福岡県支部</td><td>① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用資機材等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産及び死体の処理に関する事項 ④ 災害救護の連絡調整に関する事項 ⑤ こころのケアに関する事項 ⑥ 救援物資の備蓄及び配分に関する事項 ⑦ 血液製剤の供給に関する事項 ⑧ 義援金の募集・配分業務に関する事項</td></tr></table>	西日本電信電話株式会社九州支店 NTTコミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ九州支店 ソフトバンク株式会社	① 大津波警報・津波警報、気象特別警報等の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項	日本銀行福岡支店	① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事項 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事項 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事項 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事項 ⑤ 各種措置に関する広報に関する事項	日本赤十字社福岡県支部	① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用資機材等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産及び死体の処理に関する事項 ④ 災害救護の連絡調整に関する事項 ⑤ こころのケアに関する事項 ⑥ 救援物資の備蓄及び配分に関する事項 ⑦ 血液製剤の供給に関する事項 ⑧ 義援金の募集・配分業務に関する事項	県の地域防災計画に合わせた時点修正
西日本電信電話株式会社九州支店	① 大津波警報・津波警報、気象特別警報等の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項													
日本赤十字社福岡県支部	① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用資機材等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産及び死体の処理に関する事項 ④ 災害救護の連絡調整に関する事項 ⑤ こころのケアに関する事項 ⑥ 救援物資の備蓄及び配分に関する事項 ⑦ 血液製剤の供給に関する事項 ⑧ 義援金の募集・配分業務に関する事項													
西日本電信電話株式会社九州支店 NTTコミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ九州支店 ソフトバンク株式会社	① 大津波警報・津波警報、気象特別警報等の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項													
日本銀行福岡支店	① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事項 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事項 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事項 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事項 ⑤ 各種措置に関する広報に関する事項													
日本赤十字社福岡県支部	① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用資機材等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産及び死体の処理に関する事項 ④ 災害救護の連絡調整に関する事項 ⑤ こころのケアに関する事項 ⑥ 救援物資の備蓄及び配分に関する事項 ⑦ 血液製剤の供給に関する事項 ⑧ 義援金の募集・配分業務に関する事項													
2-4	第2章 第1節	<table><tr><td>日本通運株式会社福岡支店</td><td>① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項</td></tr></table>	日本通運株式会社福岡支店	① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項	<table><tr><td>日本通運株式会社福岡支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</td><td>① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項</td></tr></table>	日本通運株式会社福岡支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項	県の地域防災計画に合わせた時点修正						
日本通運株式会社福岡支店	① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項													
日本通運株式会社福岡支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項													

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)		令和6年度案		修正理由
2-5	第2章 第1節	西日本新聞社株式会社	① 気象予報、警報等の報道等による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 災害時における被害状況等の広報対策に関する事項	株式会社西日本新聞社 株式会社朝日新聞 西部本社 株式会社毎日新聞 西部本社 株式会社読売新聞 西部本社 株式会社時事通信社 福岡支社 一般社団法人共同通信社 福岡支社 株式会社熊本日日新聞社 福岡支社 株式会社日刊工業新聞社 西部支社	① 気象予報、警報等の報道等による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 災害時における被害状況等の広報対策に関する事項	県の地域防災計画に合わせた時点修正

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
2-5		福岡国際空港株式会社 ① 空港機能維持のための予防に関する事項 ② 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関する事項 ③ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関する事項	福岡国際空港株式会社 ① 空港機能維持のための予防に関する事項 ② 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関する事項 ③ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関する事項 公益社団法人 福岡県トラック協会 公益社団法人 福岡県医師会 公益社団法人 福岡県獣医師会 一般社団法人 福岡県歯科医師会 公益社団法人 福岡県薬剤師会 RKB 毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSS FM ラヂオ福岡国際放送株式会社 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 緊急・救援物資の輸送協力に関する事項 災害時における医療救護の活動に関する事項 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関する事項 災害時における歯科医療救護活動に関する事項 災害時における医療にかかる医薬品の供給等に関する事項 ① 気象予報、警報等の報道等による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 災害時における放送の確保対策に関する事項 ③ 避難所等への受信機の貸与に関する事項 ④ 災害時における被害状況等の広報対策に関する事項 ⑤ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事項 ① 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関する事項 ② 職員や住民の災害に対する意識の向上に関する事項 ③ 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実にに関する事項 ④ 災害ボランティアの活動体制強化に関する事項 ⑤ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関する事項	県の地域防災計画に合わせた時点修正

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
2-6	第2章 第2節	第2節 災害対策本部の組織・運営 第1 福岡市災害対策本部等 1 市災害対策本部 (1) 市災害対策本部の組織 ① 市長を市災害対策本部長、副市長及び危機管理監を市災害対策副本部長とする。市災害対策本部長不在時は、市災害対策副本部長(危機管理監を除く)が職務を代理し、その順序は、次のとおりとする。なお、第2以降の順位は、福岡市長職務代理者規則(以下「代理者規則」という。)に定める順序から、第1の職にある者を除き代理者規則に定める順序とする。	第2節 災害対策本部の組織・運営 第1 福岡市災害対策本部等 1 市災害対策本部 (1) 市災害対策本部の組織 ① 市長を市災害対策本部長、副市長及び危機管理監を市災害対策副本部長、 災害対策本部室長を危機管理監 とする。市災害対策本部長不在時は、市災害対策副本部長(危機管理監を除く)が職務を代理し、その順序は、次のとおりとする。なお、第2以降の順位は、福岡市長職務代理者規則(以下「代理者規則」という。)に定める順序から、第1の職にある者を除き代理者規則に定める順序とする。	表現の適正化
2-8	第2章 第2節	4 市災害警戒本部 (1) 市災害警戒本部の組織 ① 福岡市危機管理監(以下「危機管理監」という。)を市災害警戒本部長、市民局長を市災害警戒副本部長とする。市災害警戒本部長不在時は、市災害警戒副本部長がその職務を代理する。 なお、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 市災害警戒本部長は、市災害警戒本部の事務を統括し、指揮監督する。 ③ 市災害警戒本部に区災害警戒本部を置く。	4 市災害警戒本部 (1) 市災害警戒本部の組織 ① 福岡市危機管理監(以下「危機管理監」という。)を市災害警戒本部長、市民局長を市災害警戒副本部長、 災害警戒本部室長を市民局防災・危機管理部長 とする。市災害警戒本部長不在時は、市災害警戒副本部長がその職務を代理する。 なお、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 市災害警戒本部長は、市災害警戒本部の事務を統括し、指揮監督する。 ③ 市災害警戒本部に区災害警戒本部を置く。 ④ 市災害警戒本部の事務分掌及び運営については、市災害対策本部に準ずるものとする。	表現の適正化
2-11	第2章 第2節	6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌 ② 各局等 ア 災害対策本部室(市民局 防災・危機管理部等) ○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議 実施の支援 に関すること	6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌 ② 各局等 ア 災害対策本部室(市民局 防災・危機管理部等) ○ 災害対策の総合調整に関すること ○ 災害対策本部会議の 開催 に関すること	表現の適正化(運用変更)
2-12	第2章 第2節	カ 市民局(防災・危機管理部 を除く) ○ 災害対策本部事務局業務に関すること ・ 議会対応に関すること ・ 本部会議資料の取り纏め ・ 本部会議の設定 ・ 県等への報告資料の作成 ・ 災害対応のための局内人事調整 ・ その他、災害対応に係る総務業務 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること ○ コールセンターの設置支援に関すること ○ 安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること	カ 市民局(災害対策本部室 を除く) 削除 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること 削除 ○ 安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること	表現の適正化(運用変更)
2-12	第2章 第2節	ク 福祉局 ○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者(高齢者・障がい者等)対策に関すること ○ 避難所運営の統括(避難情報の集約を含む)に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関すること ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること	ク 福祉局 ○ 災害見舞金、災害援護資金等に係る事務の統括に関すること ○ 義援金の配分に関すること ○ 要配慮者(高齢者・障がい者等)対策に関すること ○ 避難所(福祉避難所含む)運営の統括(避難情報の集約を含む)に関すること ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整の支援に関すること ○ 福祉に係る情報・相談窓口の開設に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること	表現の適正化

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
2-17	第2章 第2節	4 配備編成の臨時措置 (2) 各局等間の応援 ① 災害対策本部室は、重要な応急活動を所管する部又は区対策本部の人員が不足すると判断するときは、各局等に応援を指令する。	4 配備編成の臨時措置 (2) 各局等間の応援 ① 災害対策本部室は、重要な応急活動を所管する局等又は区対策本部の人員が不足すると判断するときは、各局等に応援を指令する。	表現の適正化
3-4 3-5	第3章 第1節	第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 <u>第4 道路交通体制の整備</u> <u>1 緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)の事前届出制度</u> 県公安委員会が、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認に係る事前届出を実施するものである。 なお、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」の交付を受けた者から、緊急津港車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱う。 <u>2 事前届出の対象とする車両</u> <u>(1) 緊急通行車両</u> 事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。 ① 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策(次に掲げる事項をいう。)を実施するために使用される計画がある車両。 ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報に関する事項 イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ク 緊急輸送の確保に関する事項	第3章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 <u>第4-1 緊急通行車両・緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)の確認等に関する手続</u> <u>1 実施担当機関</u> ・ 福岡県知事 ・ 福岡県公安委員会 <u>2 緊急通行車両等の確認について</u> 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第33条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。 なお、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく確認についても準用する。 <u>3 緊急通行車両の確認等に関する手続</u> <u>(1) 対象車両(福岡県を使用の本拠の位置とする車両)</u> ア 次に掲げるいずれかに該当する車両 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策(次に掲げる事項をいう。)を実施するために使用される計画がある車両 ○ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 ○ 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ○ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 ○ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ○ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ○ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 ○ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ○ 緊急輸送の確保に関する事項 ○ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項	文言の整理(緊急通行車両等に関する表現の適正化)

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
3-4 3-5	第3章 第1節	ケ その他災害の発生の防ぎ又は拡大の防止のための措置に関する事項 ② 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。 ア 指定行政機関 警察庁、防衛省党災害対策基本法第2条第3項に定める機関 イ 指定地方行政機関 本計画代2章第1節2(2)に記載の機関 ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関 本計画第2章第1節2(7)及び(8)に記載の機関 (2) 規制除外車両 事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならない車両とする。 ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両(製造者又は販売者に限る。) ③ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。) ④ 道路啓開作業用車両 ⑤ 建設用重機 ⑥ 重機輸送車両(建設用重機と同一の使用者による届出に限る。) 3 事前届出の申請 (1) 災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両等の緊急通行を実施することについて責任を有する者(代行者を含む。)	イ アに該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実施する機関(以下「指定行政機関等」という。)の長若しくは責任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両 (2) 申請者 ア 指定行政機関等の長又は責任を有する者 イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者る車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者 (3) 申請先 ア 災害発生前 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 災害発生後 ○ 緊急交通路の入口に設置された交通検問所 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 (4) 申請書類 ア 緊急通行車両確認申出書(緊急輸送車両確認申出書)1通 イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「車検証等」という。)の写し……1通 ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類……1通 エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類……1通	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
3-4 3-5	第3章 第1節	<u>(2) 申請先</u> 申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警本部交通規制課 <u>4 申請書類</u> <u>(1) 緊急通行車両</u> ① 緊急通行車両事前届出書……………2通 ※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載例とともに記載 ② 自動車検査証の写し……………1通 ③ 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し (指定行政機関等の契約書等)……………1通 <u>(2) 規制除外車両</u> ① 規制除外車両事前届出書……………2通 ※ 前記4(1)①の※に同じ ② 自動車検査証の写し……………1通 ③ 次のいずれかに該当する業務内容を疎明する書類等・1通 ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両(製造者又は販売者に限る。) 使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。) ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できる写真 エ 道路啓開作業用車両 ナンバープレート及び車両の形状が確認できる写真 オ 建設用重機 ナンバープレート及び車両の形状が確認できる写真 カ 重機輸送車両(建設用重機と同一の利用者による届出に限る。) ナンバープレート及び車両の形状が確認でき、重機を積載した状況の写真	<u>(5) 標章等の有効期限</u> 交付の日から起算して5年後の日 <u>(6) 標章及び証明書の記載事項変更</u> ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 記載事項変更に必要な書類 ○ 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 (緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書)1通 ○ 交付した標章及び証明書 ○ 変更した事項を確かめる書類 <u>(7) 標章及び証明書の再交付</u> ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 再交付に必要な書類 ○ 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請出書…1通 ○ 残存する標章又は証明書 <u>(8) 標章及び証明書の返納</u> 下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。 ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
3-4 3-5	第3章 第1節	<u>5 事前届出済証の保管</u> 事前届出書を紛失、破損等すると再交付の手続きが必要となることから確実な保管・管理に努める。 <u>6 事前届出済証の返還</u> 次のいずれかに該当する場合は、速やかに事前届出済証を返還する。 (1) 緊急通行車両等として使用しなくなったとき (2) 廃車したとき (3) その他、緊急通行車両等として必要性がなくなったとき <u>7 指定行政機関等と契約等している事業者</u> 指定行政機関等との契約等に基づき災害応急対策に使用する車両も「緊急通行車両」の事前届出を行うことができることから、積極的な申請を行う。	第4-2 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続き 1 実施担当機関 福岡県公安委員会 2 規制除外車両の事前届出 (1) 対象車両(福岡県を使用の本拠の位置とする車両) 次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。 ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。) エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 (2) 申請者 事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者 (3) 申請先 ア 警察本部交通規制課 イ 警察署 (4) 申請書類 ア 規制除外車両事前届出書……1通 イ 車検証等の写し……1通 ウ 次のいずれかの書類 ○ 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し……1通 ○ 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し……1通 ○ 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)であることを確認できる写真……1通 ○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両であることを確認することができ、車両の番号標及び車両の形状が確認できる写真……1通	
3-4 3-5	第3章 第1節		(5) 規制除外車両届出済証の返納 規制除外車両として使用されるものでなくなったときは、警察本部又は警察署が返納を受理する。 3 災害発生時等における規制除外車両の確認手続 (1) 申出先 ア 緊急交通路入口に設置された交通検問所 イ 警察本部交通規制課 ウ 警察署 (2) 申出に必要な書類 ア 規制除外車両確認申出書………1通 イ 規制除外車両事前届出済証 (3) 標章等の有効期限 交付の日から起算して1か月後の日	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由								
3-9	第3章 第2節	第2節 自主防災体制の整備 2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん(安全)・あん(安心)塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で活動することで、地域防災力の向上を図る。 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,380名</td><td>1,295名</td></tr></table> (令和5年3月末現在)	博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)	防災士資格取得試験合格者	1,380名	1,295名	第2節 自主防災体制の整備 2 地域・企業の防災リーダーの養成等2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん(安全)・あん(安心)塾」 地域や企業の防災力の向上を目的に、平成17年度から開講。塾修了者を「博多あん・あんリーダー」と認定し、地域や企業で活動することで、地域防災力の向上を図る。 <table><tr><td>博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)</td><td>防災士資格取得試験合格者</td></tr><tr><td>1,452名</td><td>1,363名</td></tr></table> (令和6年3月末現在)	博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)	防災士資格取得試験合格者	1,452名	1,363名	時点修正
博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)	防災士資格取得試験合格者											
1,380名	1,295名											
博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者)	防災士資格取得試験合格者											
1,452名	1,363名											
3-13	第3章 第3節	第3節 被災者支援への備え 第1 生活支援対策 2 公的備蓄 (1) 避難所運営用備蓄 ①備蓄品目 ア 食料 水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応したお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を行う。 イ 生活必需品 携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品など、発災直後に必要となる生活必需品の備蓄を行う。 ウ 感染症対策物資 マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど、避難所における感染症対策に必要な物資の備蓄を行う。 エ 資機材 発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。	第3節 被災者支援への備え 第1 生活支援対策 2 公的備蓄 (1) 避難所運営用備蓄 ①備蓄品目 ア 食料 水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応したお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を行う。 イ 生活必需品等 携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品、入浴代替用品、弾性ストッキングなど、発災直後に必要となる生活必需品等の備蓄を行う。 ウ 感染症対策物資 マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど、避難所における感染症対策に必要な物資の備蓄を行う。 エ 資機材 発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。	備蓄物資の拡充								
3-14	第3章 第3節	(2) 帰宅困難者対策用備蓄 ① 備蓄品目 簡易トイレ、ブランケットなど ② 備蓄場所 福岡競艇場 (3) 災害対応業務従事職員 ① 備蓄品目 大規模災害時における継続的な業務執行に必要な水、食料、簡易トイレを備蓄する。 ② (省略) ③ 備蓄場所 業務時間中に災害が発生した場合に備蓄品を迅速に活用できるよう、各局・区・室等に備蓄を検討する。 ※備蓄に当たっては、賞味期限・使用期限が迫り、新たに入れ替え予定のある公的備蓄の一部活用や、災害時応援協定に基づく弁当等の確保も検討する。	(2) 帰宅困難者対策用備蓄 ① 備蓄品目 携帯トイレ、ブランケットなど ② 備蓄場所 ボートレース福岡 (3) 災害対応業務従事職員 ① 備蓄品目 大規模災害時における継続的な業務執行に必要な水、食料、携帯トイレを備蓄する。 ② (省略) ③ 備蓄場所 埋蔵文化財センター月隈収蔵庫の備蓄倉庫等に物資を備蓄する。 ※備蓄に当たっては、賞味期限・使用期限が迫り、新たに入れ替え予定のある公的備蓄の一部活用や、災害時応援協定に基づく弁当等の確保も検討する。	表現の適正化								

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由																								
3-14	第3章 第3節	第2 指定緊急避難場所・指定避難所 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、市民への周知を行う。また、防災訓練の実施や<u>防災マップ</u>の作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。 1 避難場所の指定 (3)福祉避難所 通常の避難所での生活が困難な者を収容するための施設として指定する。<u>指定にあたっては、予め福祉避難所として適当な社会福祉施設等の設置者と協定を締結するものとする。</u> 2 避難場所・避難場所の選定 避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。 <table><tr><th>区分</th><th>箇所数</th></tr><tr><td>一時避難所</td><td>195か所</td></tr><tr><td>収容避難所</td><td>260か所</td></tr><tr><td>福祉避難所</td><td>146か所</td></tr><tr><td>地区避難場所</td><td>屋内：408か所 屋外：383か所</td></tr><tr><td>広域避難場所</td><td>26か所</td></tr></table>	区分	箇所数	一時避難所	195か所	収容避難所	260か所	福祉避難所	146か所	地区避難場所	屋内：408か所 屋外：383か所	広域避難場所	26か所	第2 指定緊急避難場所・指定避難所等 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに福祉避難所を確保し、市民への周知を行う。また、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。 1 避難場所の指定等 (3)福祉避難所 通常の避難所での生活が困難な者を収容するための施設。 2 避難場所・避難場所の選定 避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、通常の避難所での生活が困難な者を収容する福祉避難所、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。 <table><tr><th>区分</th><th>箇所数</th></tr><tr><td>地区避難場所</td><td>屋内：408か所 屋外：383か所</td></tr><tr><td>広域避難場所</td><td>26か所</td></tr><tr><td>一時避難所</td><td>195か所</td></tr><tr><td>収容避難所</td><td>260か所</td></tr><tr><td>福祉避難所</td><td>167か所</td></tr></table>	区分	箇所数	地区避難場所	屋内：408か所 屋外：383か所	広域避難場所	26か所	一時避難所	195か所	収容避難所	260か所	福祉避難所	167か所	表現の適正化及び避難所数の時点修正
区分	箇所数																											
一時避難所	195か所																											
収容避難所	260か所																											
福祉避難所	146か所																											
地区避難場所	屋内：408か所 屋外：383か所																											
広域避難場所	26か所																											
区分	箇所数																											
地区避難場所	屋内：408か所 屋外：383か所																											
広域避難場所	26か所																											
一時避難所	195か所																											
収容避難所	260か所																											
福祉避難所	167か所																											
3-16	第3章 第3節	第3 要配慮者対策 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。))について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。))を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。))を作成する。 (2) 個別避難計画の作成 市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認めるもの(以下「避難支援等関係者」という。))等と連携し、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。))の作成に努める。	第3 要配慮者対策 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。))について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。))を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。))を作成する。<u>なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成等にデジタル技術を活用する。</u> (2) 個別避難計画の作成 市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会及び民生委員・児童委員及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認めるもの(以下「避難支援等関係者」という。))等と連携し、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。))の作成に努める。<u>なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成等にデジタル技術を活用する。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正(デジタル技術の活用)																								

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
3-18	第3章 第3節	4 外国人対策の基本的な考え方 国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在住・訪日外国人が増加している。 本市に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人とでは、災害時の行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築が必要である。 <u>5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保</u> 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、関連部局の連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 6 要配慮者対策の推進 要配慮者対策に関し、調査研究及び当該調査研究の成果を踏まえた要配慮者対策の推進を図るため、必要な措置を講じる。	4 外国人対策の基本的な考え方 国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在住・訪日外国人が増加している。 本市に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人とでは、災害時の行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築が必要である。 <u>(削除)</u> 5 要配慮者対策の推進 要配慮者対策に関し、調査研究及び当該調査研究の成果を踏まえた要配慮者対策の推進を図るため、必要な措置を講じる。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴う変更
3-20	第3章 第4節	第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (2) 実施計画 ①都市計画と事業認可 (省略) 表 令和3年度までの都市計画決定面積(ha) 令和3年度までの事業計画面積(ha)	第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (2) 実施計画 ①都市計画と事業認可 (省略) 表 令和4年度までの都市計画決定面積(ha) 令和4年度までの事業計画面積(ha)	時点修正
3-20	第3章 第4節	4 ため池の安全性向上 <u>ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池に指定されているため池の現況調査や劣化、地震、豪雨による決壊の危険性の評価をするとともに、同調査・評価に基づき、防災工事や排水施設の改良工事を進める。</u> また、ため池の決壊の恐れが生じた場合を想定し、……	4 ため池の安全性向上 <u>ため池のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」で策定した推進計画に基づき、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を計画的に実施する。</u> また、ため池の決壊の恐れが生じた場合を想定し、……	表現の適正化
3-24	第3章 第4節	3 具体的な施策 1 都市計画 (1) 土地利用計画 ③ 防火地域・準防火地域 (省略)、一定レベルの防火性能を誘導している。 防火地域及び準防火地域の指定状況(R4.4月) 準防火地域 面積 <u>2,515(ha)</u>	3 具体的な施策 1 都市計画 (1)土地利用計画 ③ 防火地域・準防火地域 (省略)、一定レベルの防火性能を誘導している。 防火地域及び準防火地域の指定状況(R5.4月) 準防火地域 面積 <u>2,516(ha)</u>	時点修正

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由																																				
3-25	第3章 第4節	(3) 市街地形成 ② 地区計画等(R4年4月) 地区の特性に応じて、道路、公園等の地区施設や建築物、土地利用に関する計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あるいは木造密集、道路狭隘等、防災上の課題のある地区における課題の改善に努める。 <table><tr><td>地区数(地区)</td><td>面積(ha)</td></tr><tr><td>134(17)</td><td>1468.9(104.2)</td></tr></table> ※()内の数字は、再開発等促進区を定めた地区計画の面積	地区数(地区)	面積(ha)	134(17)	1468.9(104.2)	(3) 市街地形成 ② 地区計画等(R5年4月) 地区の特性に応じて、道路、公園等の地区施設や建築物、土地利用に関する計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あるいは木造密集、道路狭隘等、防災上の課題のある地区における課題の改善に努める。 <table><tr><td>地区数(地区)</td><td>面積(ha)</td></tr><tr><td>135(17)</td><td>1472.0(104.2)</td></tr></table> ※()内の数字は、再開発等促進区を定めた地区計画の面積	地区数(地区)	面積(ha)	135(17)	1472.0(104.2)	時点修正																												
地区数(地区)	面積(ha)																																							
134(17)	1468.9(104.2)																																							
地区数(地区)	面積(ha)																																							
135(17)	1472.0(104.2)																																							
3-33	第3章 第4節	第9 液状化対策 (1) 港湾施設 地震に強い港湾を目指し、岸壁については、地震動・液状化の検討を<u>行い</u>、整備を進めて<u>おり</u>、更に防災上重要な箇所においては、耐震強化岸壁の整備を進める。 また、埋立工事においては、地盤改良を行うなど、今後とも液状化に強い埋立工事を進める。	第9 液状化対策 (1) 港湾施設 地震に強い港湾を目指し、岸壁については、地震動・液状化の検討を<u>行った上で</u>整備を進める<u>こととし</u>、更に防災上重要な箇所においては、耐震強化岸壁の整備を進める。 また、埋立工事においては、地盤改良を行うなど、今後とも液状化に強い埋立工事を進める。	表現の適正化																																				
3-40	第3章 第5節	第5節 洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域における措置 第4 雨水出水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 地下街等における措置 (1) 内水浸水想定区域内の地下街等及び所在 博多駅地区地下街(福岡市博多区博多駅中央街1丁目外 ※博多駅地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。)	第5節 洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域における措置 第4 雨水出水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 地下街等における措置 (1) 高潮浸水想定区域内の地下街等及び所在 ① 博多駅地区地下街(福岡市博多区博多駅中央街1丁目外 ※博多駅地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。) ② <u>天神地区地下街(福岡市中央区天神1丁目外 ※天神地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビルで、建設予定、建設中のものを含む。)</u>	時点修正																																				
3-46	第3章 第8節	第8節 地震対策に関する調査 2 警固断層帯の長期評価結果 (2)警固断層帯の将来の地震発生確率等(算定基準日令和4年1月1日)	第8節 地震対策に関する調査 2 警固断層帯の長期評価結果 (2)警固断層帯の将来の地震発生確率等(算定基準日令和5年1月1日)	時点修正																																				
4-11	第4章 第1節	第4章 風水害応急対策計画 第1節 情報の収集・整理・伝達 第2 避難情報の発令、警戒区域の設定 1 避難情報の発令 (6) 避難情報の発令の参考とする情報 ① 洪水予報河川・水位周知河川の<u>水位基準</u> <table><tr><td>瑞梅寺川</td><td>瑞梅寺川※2</td><td>太郎丸橋</td><td></td><td>1.64m</td><td>2.15m</td><td>2.35m</td></tr></table> ② その他の河川の<u>水位基準</u> ③ 水位周知下水道の<u>水位基準</u> <table><tr><td>排水施設名</td><td>水位観測所</td><td>氾濫危険水位</td></tr><tr><td>比恵1号幹線</td><td>博多</td><td>2.57m</td></tr></table>	瑞梅寺川	瑞梅寺川※2	太郎丸橋		1.64m	2.15m	2.35m	排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位	比恵1号幹線	博多	2.57m	第4章 風水害応急対策計画 第1節 情報の収集・整理・伝達 第2 避難情報の発令、警戒区域の設定 1 避難情報の発令 (6) 避難情報の発令の参考とする情報 ① 洪水予報河川・水位周知河川の<u>基準水位</u> <table><tr><td>瑞梅寺川</td><td>瑞梅寺川※2</td><td>池田</td><td>1.50m</td><td>2.16m</td><td>2.62m</td><td>2.81m</td></tr><tr><td></td><td></td><td>太郎丸橋</td><td></td><td>1.64m</td><td>2.15m</td><td>2.35m</td></tr></table> ② その他の河川の<u>基準水位</u> ③ 水位周知下水道の<u>基準水位</u> <table><tr><td>排水施設名</td><td>水位観測所</td><td>氾濫危険水位</td></tr><tr><td>比恵1号幹線</td><td>博多</td><td>2.57m</td></tr><tr><td><u>天神幹線</u></td><td><u>天神</u></td><td><u>2.502m</u></td></tr></table>	瑞梅寺川	瑞梅寺川※2	池田	1.50m	2.16m	2.62m	2.81m			太郎丸橋		1.64m	2.15m	2.35m	排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位	比恵1号幹線	博多	2.57m	<u>天神幹線</u>	<u>天神</u>	<u>2.502m</u>	表現の適正化及び 時点修正
瑞梅寺川	瑞梅寺川※2	太郎丸橋		1.64m	2.15m	2.35m																																		
排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位																																						
比恵1号幹線	博多	2.57m																																						
瑞梅寺川	瑞梅寺川※2	池田	1.50m	2.16m	2.62m	2.81m																																		
		太郎丸橋		1.64m	2.15m	2.35m																																		
排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位																																						
比恵1号幹線	博多	2.57m																																						
<u>天神幹線</u>	<u>天神</u>	<u>2.502m</u>																																						

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
4-15	第4章 第1節	第3 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 サ 電話 重度の視覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。 シ FAX 重度の聴覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、FAX による緊急情報の提供を行う。	第3 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 サ 電話 視覚障がいがある又は携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。 シ FAX 聴覚障がいがある又は携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望するものに対して、FAX による緊急情報の提供を行う。	市民への情報伝達 (対象要件の拡大)
4-15		オ ソーシャルネットワークサービス(Twitter、LINE) 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をTwitter、LINE によって自動発信する。 コ Yahoo!防災速報アプリ 防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。	オ ソーシャルネットワークサービス(X、LINE) 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をX、LINE によって自動発信する。 コ 防災アプリ(Yahoo!防災速報アプリ、ツナガル+、ふくおか防災ナビ・まもるくん) 防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。	表現の適正化
4-18 4-19	第4章 第2節	第2節 応急活動の基盤確保 第2 警備・交通対策 3 道路の交通規制 (1) 交通規制の通報及び交通情報の収集 (省略) (2) 緊急通行車両等の確認 知事又は福岡県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により緊急通行車両等の確認を行い、証明書及び標章を交付する。 なお、県公安委員会は「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」の交付を受けた者から緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。 ① 申請手続 ア 交付場所 (ア) 県 ○ 総務部防災危機管理局防災企画課 ○ 農林事務所 (イ) 県公安委員会 ○ 検問所(原則、事前届出済証の交付を受けた車両) ○ 警察署 ○ 警察本部交通規制課 ○ 高速道路交通警察隊(原則、事前届出済証の交付を受けた車両) イ 申請書類 (ア)緊急通行車両等確認申請書…1通又は規制除外車両確認申請書…1通 ※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載例とともに掲載 (イ)自動車検査証の写し…1通 (ウ)緊急派遣車両として使用することを疎明する書類等1通	第2節 応急活動の基盤確保 第2 警備・交通対策 3-1 緊急通行車両等の確認等に関する手続 (1) 実施担当機関 福岡県知事 福岡県公安委員会 (2) 緊急通行車両等の確認について 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生前において、災害対策基本法施行令第33条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。 なお、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく確認についても準用する。 (3) 対象車両(福岡県を使用の本拠の位置とする車両) ア 次に掲げるいずれかに該当する車両 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策(次に掲げる事項をいう。)を実施するために使用される計画がある車両 ○ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 ○ 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ○ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 ○ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ○ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ○ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 ○ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ○ 緊急輸送の確保に関する事項 ○ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	表現の適正化

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
4-18 4-19	第4章 第2節	② 災害発生時の事前届出車両の措置 事前届出車両について「第3章 第1節 第4 道路交通体制の整備」に定める緊急通行車両の確認申請を受けた県公安委員会は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行い、証明書及び標章を速やかに交付する。 ③ 標章等の掲示等 ア 標章 車両の前面の見やすい箇所に掲示する。 イ 証明書 車両に備え付ける。	<u>イ アに該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実施する機関(以下「指定行政機関等」という。)の長若しくは責任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両</u> (4) 申請者 ア 指定行政機関等の長又は責任を有する者 イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者 ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者 (5) 申請先 ア 災害発生前 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 災害発生後 ○ 緊急交通路の入口に設置された交通検問所 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 (6) 申請書類 ア 緊急通行車両確認申出書(緊急輸送車両確認申出書)1通 イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「車検証等」という。)の写し ……1通 ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類……1通	
4-18 4-19	第4章 第2節		(7) 標章等の有効期限 交付の日から起算して5年後の日 (8) 標章及び証明書の記載事項変更 ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 記載事項変更に必要な書類 ○ 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 (緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書)1通 ○ 交付した標章及び証明書 ○ 変更した事項を確かめる書類 エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類……1通 (9) 標章及び証明書の再交付 ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 再交付に必要な書類 ○ 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書……1通 ○ 残存する標章又は証明書	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
4-18 4-19	第4章 第2節		(10) 標章及び証明書の返納 <u>下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。</u> <u>ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき</u> <u>イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき</u> <u>ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき</u> 3-2 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続き 1 実施担当機関 福岡県公安委員会 2 規制除外車両の事前届出 (1) 対象車両(福岡県を使用の本拠の位置とする車両) 次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。 <u>ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両</u> <u>イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両</u> <u>ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)</u> <u>エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u> (2) 申請者 事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者 (3) 申請先 <u>ア 警察本部交通規制課</u> <u>イ 警察署</u>	
4-18 4-19	第4章 第2節		(4) 申請書類 <u>ア 規制除外車両事前届出書……1通</u> <u>イ 車検証等の写し……1通</u> <u>ウ 次のいずれかの書類</u> <u>○ 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し……1通</u> <u>○ 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し……1通</u> <u>○ 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)であることを確認できる写真……1通</u> <u>○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両であることを確認することができ、車両の番号標及び車両の形状が確認できる写真……1通</u> (5) 規制除外車両届出済証の返納 <u>規制除外車両として使用されるものでなくなったときは、警察本部又は警察署が返納を受理する。</u> 3 災害発生時等における規制除外車両の確認手続 (1) 申出先 <u>ア 緊急交通路入口に設置された交通検問所</u> <u>イ 警察本部交通規制課</u> <u>ウ 警察署</u> (2) 申出に必要な書類 <u>ア 規制除外車両確認申出書……………1通</u> <u>イ 規制除外車両事前届出済証</u> (3) 標章等の有効期限 <u>交付の日から起算して1か月後の日</u>	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
4-21	第4章 第2節	第3 緊急輸送対策 4 輸送力 (3)鉄道車両 ①西日本鉄道株式会社(福岡市内) 大牟田線 電車 296 両 貝塚線 " 16 両 (R4.9.1 現在)	第2 緊急輸送対策 4 輸送力 (3)鉄道車両 ①西日本鉄道株式会社(福岡市内) 大牟田線 電車 281 両 貝塚線 " 16 両 (R5.9.1 現在)	時点修正
4-21	第4章 第2節	6 緊急輸送対策 (1) 交通規制 表内 区分 : 航路 根拠法 : 港則法第37条 (2) 一般交通の確保 ② 緊急輸送道路 緊急輸送道路は大規模地震の発生直後より、被災地の応急対策に従事する者又は被災応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するために必要な道路であり、路線の重要性から、第1次・第2次に分類し、ネットワーク化を図っている。 (3) 交通機関による交通の確保 ⑥ 西日本高速道路株式会社(九州支社)(資料編Ⅳ-70 頁) ウ 西日本高速道路株式会社九州支社の災害対策体制 (ウ) 支社及び管理事務所の防災体制は、それぞれが定める「防災業務実施規則」の発令基準により、警戒体制、緊急体制および非常体制に入るものとする。 ⑦ 福岡北九州高速道路公社(資料編Ⅳ-70 頁) ウ 福岡北九州高速道路公社の防災体制 (エ) その他災害に関しては、「防災業務計画」、「災害対策要綱」、「災害対策基本要領」及び「災害対策実施要領」等により行う。	6 緊急輸送対策 (1) 交通規制 表内 区分 : 航路 根拠法 : 港則法第39条 (2) 一般交通の確保 ② 緊急輸送道路 緊急輸送道路は大規模地震の発生直後より、被災地の応急対策に従事する者又は被災応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するために必要な道路であり、路線の重要性から、第1次・第2次・第3次に分類し、ネットワーク化を図っている。 (3) 交通機関による交通の確保 ⑥ 西日本高速道路株式会社(九州支社)(資料編Ⅳ-70 頁) ウ 西日本高速道路株式会社九州支社の災害対策体制 (ウ) 支社及び高速道路事務所の防災体制は、それぞれが定める「防災業務実施規則」の発令基準により、警戒体制、緊急体制および非常体制に入るものとする。 ⑦ 福岡北九州高速道路公社(資料編Ⅳ-68 頁) ウ 福岡北九州高速道路公社の防災体制 (エ) その他災害に関しては、「防災業務計画」、「災害対策要綱」及び「災害対策要領」等により行う。	表現の適正化
4-26	第4章 第3節	第3節 救助・救急活動 第1 救出・救急対策 2 救出救護活動 災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。 なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び瓦礫の下の医療を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム(以下、「福岡県DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。	第3節 救助・救急活動 第1 救出・救急対策 2 救出救護活動 災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。 なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び被災地域での緊急治療を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム(以下、「福岡県DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。	表現の適正化
4-54	第4章 第6節	第6節 都市機能の確保 第5 ライフライン施設の応急対策 3 都市ガス (5)要員の確保 ②他事業者等との協力 イ 自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。	第6節 都市機能の確保 第5 ライフライン施設の応急対策 3 都市ガス (5)要員の確保 ②他事業者等との協力 イ 自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。	表現の適正化

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
4-65	第4章 第7節	第7節 被災者の生活再建対策 第2 住宅対策 1 住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象となる者 住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力が ない者(「半壊」及び「準半壊」)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困 難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」) 2 一次的な居住先としての市営住宅の提供 (3)供与 使用可能な市営住宅の空家を供与する。 供与にあたっては、高齢者、障がい者当の世帯はでき得る限り配慮する。 また、供与期間は基本として<u>3ヶ月</u>とするが、必要に応じて<u>最長1年間の範囲内</u>で延 長できるものとする。	第7節 被災者の生活再建対策 第2 住宅対策 1 住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理の対象となる者 住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら修理する資力が ない者(「半壊」及び「準半壊」)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困 難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)若しくは居室の壁、床又は天井の いずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ 当該住家に居住することが困難であると認められる者(「中規模半壊」) 2 一次的な居住先としての市営住宅の提供 (3)供与 使用可能な市営住宅の空家を供与する。 供与にあたっては、高齢者、障がい者当の世帯はでき得る限り配慮する。 また、供与期間は基本として<u>2ヶ月以内</u>とするが、必要に応じて<u>1回に限り1ヶ月以内</u> で延長できるものとする。 <u>さらに、被災者が自宅の修繕または建て替えを行う場合に限り、自宅の修繕または建 て替えの工期に応じた期間を延長することができるものとする。</u>	時点修正及び表現 の適正化
4-66	第4章 第7節	4 民間住宅の応急処置に関する防災協定 (2)相手方(連絡先) 一般社団法人福岡防災機構 事務所:福岡市中央区春吉3丁目15-15 TEL:092-724-5086 FAX:092-724-5087 E-mail:f-bousai@mocha.ocn.ne.jp	4 民間住宅の応急処置に関する防災協定 (2)相手方(連絡先) 一般社団法人福岡防災機構 事務所:福岡市中央区春吉3丁目15-15 TEL:092-724-5086 FAX:092-724-5087 E-mail:f-bousai@mocha.ocn.ne.jp <u>一般社団法人福岡市建設業協会</u> <u>事務所:福岡市博多区博多駅東3丁目14-18</u> <u>TEL:092-477-6762 FAX:092-477-6740</u> <u>E-mail:fckenkyo@fukukenkyo.or.jp</u>	表現の適正化
4-66	第4章 第7節	第3 被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を 要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的 な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったとき は、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供 する	第3 被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を 要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的 な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジ タル技術を活用する。</u> 県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったとき は、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供 する	防災基本計画の修 正に伴う修正(デジ タル技術の活用)
5-1	第5章	第5章 震災応急対策計画 災害対策タイムライン 表内記載 ★要配慮者(障がい者、<u>子ども</u>、高齢者、外国人)対策	第5章 震災応急対策計画 災害対策タイムライン 表内記載 ★要配慮者(障がい<u>児</u>者、<u>こども</u>、高齢者、外国人)対策	表現の適正化
5-7	第5章 第2節	第2節 情報の収集・整理・伝達 第2 情報の収集・伝達活動 1 情報収集 (1)緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関 連する情報 ① 気象庁の情報 ア 緊急地震速報 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想され る地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。ま た、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速 報(予報)を発表する。	第2 情報の収集・伝達活動 1 情報収集 (1)緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関 連する情報 ① 気象庁の情報 ア 緊急地震速報 気象庁は、最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想され た場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域(緊急地震 速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、最大震度3以上 又はマグニチュード3.5以上<u>もしくは長周期地震動階級1以上</u>等と予想されたとき に、緊急地震速報(予報)を発表する。	市民への情報伝達 (長周期地震動階 級に係る情報の解 説・伝達)

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
5-8	第5章 第2節	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) <u>震源・震度に関する情報</u> (発表基準) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 (内容) 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した<u>地域名と市町村名を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、<u>その市町村名を発表。</u>	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) <u>震源・震度情報</u> (発表基準) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 (内容) 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した<u>地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、<u>その市町村・地点名を発表。</u>	表現の適正化(運用の改善)
5-8	第5章 第2節	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) <u>各地の震度に関する情報</u>	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) <u>削除</u>	表現の適正化(運用の改善)
5-8	第5章 第2節	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) 推計震度分布図 (内容) 観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) 推計震度分布図 (内容) 観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	表現の適正化(運用の改善)
5-8	第5章 第2節	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) 長周期地震動に関する観測情報 (発表基準) ・<u>震度3以上</u> (内容) <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</u>	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) 長周期地震動に関する観測情報 (発表基準) ・<u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u> (内容) <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。</u>	表現の適正化(運用の改善)
5-8	第5章 第2節	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) 遠地地震に関する情報 (発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (内容) 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	イ 地震情報の種類とその内容 (地震情報の種類) 遠地地震に関する情報 (発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u> (内容) 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を<u>地震発生から概ね30分以内に発表。</u> 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</u>	表現の適正化(運用の改善)

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
5-8	第5章 第2節	ウ 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。地震解説資料(詳細版)については、ホームページに掲載。 (ア) 地震解説資料(速報版) 担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時(遠地地震によるものを除く。)や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時等に、地震発生後、30分程度を目途に地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	ウ 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。 (ア) 地震解説資料(全国速報版・地域速報版) 担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時(遠地地震によるものを除く。)や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時等に、地震発生後、30分程度を目途に地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。全国の状況を取りまとめたものと、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめたものがある。	表現の適正化
5-9	第5章 第2節	(イ) 地震解説資料(詳細版) 担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度5弱以上の揺れを観測した時等に、地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。	(イ) 地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版) 担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度5弱以上の揺れを観測した時等に、地震発生後1～2時間を目途に地震解説資料(全国詳細版)第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を公表する。地震解説資料(地域詳細版)は、地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。	表現の適正化
5-9	第5章 第2節	(ウ) 管内地震活動図及び週間地震概況 管内地震活動図は、地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料で毎月初旬に発表。週間地震概況は、防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料で毎週金曜に発表。	(ウ) 管内地震活動図及び週間地震概況 管内地震活動図は、地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料で毎月初旬に発表。週間地震概況は、防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。	表現の適正化
5-10	第5章 第2節	エ 大津波警報・津波警報・津波注意 (イ) 津波警報等の留意事項等 - 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 - 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。 - 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。	エ 大津波警報・津波警報・津波注意 (イ) 津波警報等の留意事項等 - 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 - 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 - 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。	表現の適正化
5-12	第5章 第2節	キ 南海トラフ地震に関連する情報 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、……	キ 南海トラフ地震に関連する情報 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、……	時点修正

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
5-15	第5章 第2節	第3 避難情報の発令、警戒区域の設定 1 避難情報の発令 (避難指示 発令基準) 1:津波注意報が発令された場合※1 2:津波警報が発令された場合※2 3:大津波警報が発令された場合※2 4:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合※2 (発令区域) ※1 海岸線及び河口 ※2 津波災害警戒区域を含む町丁目単位の地域及びその近隣の地域	第3 避難情報の発令、警戒区域の設定 1 避難情報の発令 (避難指示 発令基準) 1:津波注意報が発令された場合 2:津波警報が発令された場合 3:大津波警報が発令された場合 4:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 (発令区域) 福岡市の沿岸部及び河口付近(特に津波ハザードマップに示される津波浸水想定区域)	表現の適正化(運用変更)
5-18	第5章 第2節	第4 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 オ ソーシャルネットワークサービス(Twitter、LINE) 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をTwitter、LINEによって自動発信する。 ケ Yahoo!防災速報アプリ 防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。	第4 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 オ ソーシャルネットワークサービス(X、LINE) 防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をX、LINEによって自動発信する。 ケ 防災アプリ(Yahoo!防災速報アプリ、ツナガル+、ふくおか防災ナビ・まもるくん) 防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。	表現の適正化
5-19	第5章 第2節	第4 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 コ 電話 重度の視覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。 サ FAX 重度の聴覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望するものに対して、FAX による緊急情報の提供を行う。	第4 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 コ 電話 視覚障がいがある又は携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望するものに対して、電話による緊急情報の提供を行う。 サ FAX 聴覚障がいがある又は携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望するものに対して、FAX による緊急情報の提供を行う。	市民への情報伝達(対象要件の拡大)

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
5-23	第5章 第3節	第3節 緊急輸送対策 2 道路の交通規制 (3) <u>緊急通行車両等の確認</u> 知事又は福岡県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の利用者からの申出により緊急通行車両等の確認を行い、証明書及び標章を交付する。 なお、県公安委員会は「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」の交付を受けた者から緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。 ① 申請手続 ア 交付場所 (ア) 県 ・総務部防災危機管理局防災企画課 ・農林事務所 (イ) 県公安委員会 ・検問所(原則、事前届出済証の交付を受けた車両) ・警察署 ・警察本部交通規制課 ・高速道路交通警察隊(原則、事前届出済証の交付を受けた車両) イ 申請書類 (ア)緊急通行車両等確認申請書…1通又は規制除外車両確認申請書…1通 ※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載例とともに掲載 (イ)自動車検査証の写し…1通 (ウ)緊急派遣車両として使用することを疎明する書類等…1通	第3節 緊急輸送対策 2 道路の交通規制 (3) <u>緊急輸送車両の確認等に関する手続</u> 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、地震発生後又は地震発生前において、大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。 ア 申請先 ○ 災害発生前 ・警察本部交通規制課 ・警察署 ・福岡県 (総務部防災危機管理局防災企画課又は農林事務所) ○ 災害発生效后 ・緊急交通路の入口に設置された交通検問所 ・警察本部交通規制課 ・警察署 ・福岡県 (総務部防災危機管理局防災企画課又は農林事務所) イ 申請書類 ○ 緊急輸送車両確認申出書 ※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載 ○ 自動車検査証等の写し ○ 申出に係る車両が、緊急輸送を行うものであることを確かめるに足る書類等 ○ 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第2項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、地震防災応急対策を実施しなければならない者であることを確かめるに足る書類	表現の適正化(法令改正)
5-23	第5章 第3節	② <u>災害発生時の事前届出車両の措置</u> 事前届出車両について「第3章 第1節 第4 道路交通体制の整備」に定める緊急通行車両の確認申請を受けた県公安委員会は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行い、証明書及び標章を速やかに交付する。 ③ <u>標章等の掲示等</u> ア 標章 車両の前面の見やすい箇所に掲示する。 イ 証明書 車両に備え付ける。	ウ 標章等の記載事項変更 ○ 届出先 ・警察本部交通規制課 ・警察署 ・福岡県 ○ 記載事項変更に必要な書類 ・緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 1通 ・交付した標章及び証明書 ・変更した事項を確かめる書類 エ 標章及び証明書の再交付 ○ 届出先 ・警察本部交通規制課 ・警察署 ・福岡県 ○ 再交付に必要な書類 ・緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書…1通 ・残存する標章又は証明書 オ 標章及び証明書の返納 下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。 ○ 当該車両が緊急輸送車両を行うものでなくなったとき ○ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき ○ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき	

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
5-24	第5章 第3節	第3 緊急輸送対策 1 輸送の対象 (1) 輸送対策の基本 ① 輸送手段の確保 車両による輸送を一般的輸送手段として確保し、海上輸送に使用する船舶、航空輸送に使用する <u>ヘリコプター等の航空機</u> を状況等に応じて確保する。	第3 緊急輸送対策 1 輸送の対象 (1) 輸送対策の基本 ① 輸送手段の確保 車両による輸送を一般的輸送手段として確保し、海上輸送に使用する船舶、航空輸送に使用する <u>航空機</u> を状況等に応じて確保する。	表現の適正化
5-24 5-25	第5章 第3節	第3 緊急輸送対策 2 輸送手段の確保 輸送に使用する車両、船舶、 <u>ヘリコプター等</u> を確保する。 (1) 車両 ① 市保有車両 ア 輸送活動に必要な車両は、各局等の所管する車両による。 イ <u>財政局車両班</u> は、各局等が必要とする輸送車両について調整する。 (3) <u>ヘリコプター</u> <u>ヘリコプター</u> は、消防活動(情報収集伝達、消火・救助・救急活動等)のほか、必要に応じて人員及び緊急物資等の搬送を行う。 また、状況により福岡海上保安部その他の関係機関が保有するヘリコプターの応援を要請する。	第3 緊急輸送対策 2 輸送手段の確保 輸送に使用する車両、船舶、 <u>航空機</u> を確保する。 (1) 車両 ① 市保有車両 ア 輸送活動に必要な車両は、各局等の所管する車両による。 イ <u>財政局(自動車管理事務所)</u> は、各局等が必要とする輸送車両について調整する。 (3) <u>航空機</u> <u>市保有ヘリコプター</u> は、消防活動(情報収集伝達、消火・救助・救急活動等)のほか、必要に応じて人員及び緊急物資等の搬送を行う。 また、状況により福岡海上保安部その他の関係機関が保有する航空機の応援を要請する。	表現の適正化
5-25	第5章 第3節	3 輸送ルートの確保 (1) 陸上交通の確保 ③ 道路の啓開 ア 実施機関 道路の啓開は、各道路の管理者が連携して実施する。なお、 <u>重要物流道路及びその代替・補完路</u> については、国が代行できる。 イ 道路啓開の優先順位 原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられる「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線、第2次路線、その他の路線とする。	3 輸送ルートの確保 (1) 陸上交通の確保 ③ 道路の啓開 ア 実施機関 道路の啓開は、各道路の管理者が連携して実施する。なお、 <u>指定区間外の国道、県道又は市道</u> については、 <u>市からの要請により</u> 、国が代行できる。 イ 道路啓開の優先順位 原則として、「福岡県地域防災計画」において位置付けられる「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線、第2次路線、 <u>第3次路線</u> 、その他の路線とする。	表現の適正化(法令改正)
5-29	第5章 第3節	5 交通機関による交通の確保 (5) 西日本高速道路株式会社 九州支社 ① 通行の禁止又は制限の実施基準 ア 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限を実施したうえ、速やかにエに定める点検を行う。 イ 通行の禁止又は制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行う。 ② 通行の禁止又は制限の実施方法 ア 通行の禁止又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止又は制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間内に対象車両が流入しないよう措置する。 イ 通行の禁止又は制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、 <u>当公団</u> の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。	5 交通機関による交通の確保 (5) 西日本高速道路株式会社 九州支社 ① 通行の禁止又は制限の実施基準 ア 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限を実施したうえ、速やかにエに定める点検を行う。 イ 通行の禁止又は制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行う。 ② 通行の禁止又は制限の実施方法 ア 通行の禁止又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止又は制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間内に対象車両が流入しないよう措置する。 イ 通行の禁止又は制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、 <u>当社</u> の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。	表現の適正化
5-31	第5章 第4節	第4節 救助・救急活動 第2 救出・救急対策 2 救出救護活動 災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び <u>瓦礫の下での医療</u> を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム(以下、「福岡県DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。	第4節 救助・救急活動 第2 救出・救急対策 2 救出救護活動 災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び <u>被災地域での緊急治療</u> を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム(以下、「福岡県DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。	表現の適正化

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
5-33	第5章 第4節	第3 応急医療救護 1 初動医療体制 (2) 活動要員等の確保 (2) その他、県を通じてDMAT、自衛隊、医師、看護師その他の要員の派遣や医療資機材の供給を要請するとともに、医療ボランティアの協力等を求める。	第3 応急医療救護 1 初動医療体制 (2) 活動要員等の確保 (2) その他、県を通じて福岡県DMAT、自衛隊、医師、看護師その他の要員の派遣や医療資機材の供給を要請するとともに、医療ボランティアの協力等を求める。	表現の適正化
5-36	第5章 第4節	第6 津波・水防対策 1 災害直前の対策 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 (表内) (2) 地震及び津波に関する情報 震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 各地の震度に関する情報 推計震度分布図 遠地地震に関する情報 地震情報(その他の情報) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 津波観測に関する情報 沖合の津波観測に関する情報 津波予報 南海トラフ地震に関連する情報	第6 津波・水防対策 1 災害直前の対策 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 (表内) (2) 地震及び津波に関する情報 震度速報 震源に関する情報 震源・震度情報 推計震度分布図 遠地地震に関する情報 地震情報(その他の情報) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 津波観測に関する情報 沖合の津波観測に関する情報 津波予報 南海トラフ地震に関連する情報	表現の適正化
5-39	第5章 第5節	第5節 避難対策 第2 避難誘導 4 帰宅困難者対策 交通機関の停止等に伴う帰宅困難者に対する支援を行うため、事業所や関係機関等と支援体制を確立し、対策を講じる。また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設(退避施設)を確保し、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努めるとともに、県と協力し、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。 (1) ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との協力協定に基づき、帰宅困難者に対する徒歩帰宅支援を行う。	第5節 避難対策 第2 避難誘導 4 帰宅困難者対策 交通機関の停止等に伴う帰宅困難者に対する支援を行うため、事業所や関係機関等と支援体制を確立し、対策を講じる。また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設(退避施設)を確保し、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努めるとともに、県と協力し、事業所の協力促進に必要な啓発等を行う。 (1) ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との協力協定に基づき、災害時帰宅支援ステーションにおいて、帰宅困難者に対する徒歩帰宅支援を行う。	表現の適正化
5-40	第5章 第5節	第3 避難所の開設 1 避難所の開設 (5) 福祉避難所(資料編Ⅲ-49 頁) 高齢者、障がい者など要配慮者で避難所での生活が困難であり、特別な配慮を要する者を収容するための避難施設で、事前に市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ開設を行うものとする。	第3 避難所の開設 1 避難所の開設 (5) 福祉避難所(資料編Ⅲ-50 頁) 高齢者、障がい者など要配慮者で避難所での生活が困難であり、特別な配慮を要する者を収容するための避難施設で、事前に市と協定を締結した社会福祉施設等、及び特別支援学校の中から、必要に応じ開設を行うものとする。	表現の適正化
5-42	第5章 第5節	第5 福祉避難所(資料編Ⅲ-49 頁) 避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため、予め市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ福祉避難所として開設し、生活支援を行う。	第5 福祉避難所(資料編Ⅲ-49 頁) 避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため、予め市と協定を締結した社会福祉施設等、及び特別支援学校の中から、必要に応じ福祉避難所として開設し、生活支援を行う。	表現の適正化

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
5-50	第5章 第6節	第6節 物資の供給・輸送対策 4 救援物資の受け入れ・供給 (2) 物資の集積拠点 ① 一次集積拠点 国や自治体等からの救援物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、二次集積拠点又は避難所へ配送するための施設。 ・埋蔵文化財センター月隈収蔵庫 ② 二次集積拠点 一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、避難所へ物資を配送するための中継施設。 ・ <u>民間の物流倉庫</u> 等	第6節 物資の供給・輸送対策 4 救援物資の受け入れ・供給 (2) 物資の集積拠点 ① 一次集積拠点 国や自治体等からの救援物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、二次集積拠点又は避難所へ配送するための施設。 ・埋蔵文化財センター月隈収蔵庫 ② 二次集積拠点 一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、避難所へ物資を配送するための中継施設。 ・ <u>福岡市総合体育館、第3給食センター</u> 等	表現の適正化
5-66	第5章 第7節	第7節 都市機能の確保 第6 公共施設等の応急対策 4 公園その他の公共施設 (3) 街路樹対策 ① 実施機関 (略) ① 街路内の安全確保措置	第6 公共施設等の応急対策 4 公園その他の公共施設 (3) 街路樹対策 ① 実施機関 (略) ② 街路内の安全確保措置	表現の適正化
5-72 5-73	第5章 第7節	4 都市ガス施設 (1) 緊急対策 ① 情報の収集 イ 地震計情報 地震発生後は直ちに地震計の計測値を確認し、 <u>供給管理センター</u> において単位ブロックごとに集計を行う。 ③ 二次災害防止措置 イ 地震時の供給停止判断 (ア) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、 <u>供給停止を行う。</u> ○ SI値が60 カイン以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給停止を決定する。 ○ SI 値が 30 カイン以上 60 カイン未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。 (2) 復旧対策 ④ 救援要請 広範囲にわたり供給停止した場合は、「 <u>地震・洪水等非常事態における救援措置要綱</u> 」に基づき(社)日本ガス協会へ救援を要請する。	第7節 緊急輸送対策 4 都市ガス施設 (1) 緊急対策 ① 情報の収集 イ 地震計情報 地震発生後は直ちに地震計の計測値を確認し、 <u>中央指令部</u> において単位ブロックごとに集計を行う。 ③ 二次災害防止措置 イ 地震時の供給停止判断 (ア) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、 <u>直ちにガス供給を停止(第1次緊急停止)する。</u> ○ <u>地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合。</u> (2) 復旧対策 ④ 救援要請 広範囲にわたり供給停止した場合は、「 <u>非常事態における応援要綱</u> 」に基づき(社)日本ガス協会へ救援を要請する。	時点修正及び表現の適正化
5-77	第5章 第8節	第8節 被災者の生活再建対策 第2 住宅対策 2 一次的な居住先としての市営住宅の提供 (3) 供与 使用可能な市営住宅の空家を供与する。 供与にあたっては、高齢者、障がい者当の世帯はでき得る限り配慮する。 また、供与期間は基本として <u>3ヶ月</u> とするが、必要に応じて <u>最長1年間の範囲内</u> で延長できる。	第8節 被災者の生活再建対策 第2 住宅対策 2 一次的な居住先としての市営住宅の提供 (3) 供与 使用可能な市営住宅の空家を供与する。 供与にあたっては、高齢者、障がい者当の世帯はでき得る限り配慮する。 また、供与期間は基本として <u>2ヶ月以内</u> とするが、必要に応じて <u>1回に限り1ヶ月以内</u> で延長できるものとする。 <u>さらに、被災者が自宅の修繕または建て替えを行う場合に限り、自宅の修繕または建て替えの工期に応じた期間を延長することができるものとする。</u>	表現の適正化

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由																				
5-78	第5章 第8節	4 民間住宅の応急処置に関する防災協定 福岡市域内の民間住宅およびその敷地を対象とし、市民からの要請により、被災した又は被災の恐れのある場合に応急処置を行う「防災活動に関する基本協定」の締結。 (1) 主な作業内容 ① 雨漏り対策のシート張り ② 浸水防止の土のう積み ③ 浸水土砂流入時の撤去清掃 (2) 相手方(連絡先) 一般社団法人福岡防災機構 事務所:福岡市中央区春吉3丁目15-15 TEL:092-724-5086 FAX:092-724-5087 E-mail:f-bousai@mocha.ocn.ne.jp	4 民間住宅の応急処置に関する防災協定 福岡市域内の民間住宅およびその敷地を対象とし、市民からの要請により、被災した又は被災の恐れのある場合に応急処置を行う「防災活動に関する基本協定」の締結。 (1) 主な作業内容 ① 雨漏り対策のシート張り ② 浸水防止の土のう積み ③ 浸水土砂流入時の撤去清掃 (2) 相手方(連絡先) 一般社団法人福岡防災機構 事務所:福岡市中央区春吉3丁目15-15 TEL:092-724-5086 FAX:092-724-5087 E-mail:f-bousai@mocha.ocn.ne.jp <u>一般社団法人福岡市建設業協会</u> <u>事務所:福岡市博多区博多駅東3丁目14-18</u> <u>TEL:092-477-6762 FAX:092-477-6740</u> <u>E-mail:fckenkyo@fukukenkyo.or.jp</u>	表現の適正化																				
5-78	第5章 第8節	第3 被災者台帳の整備 <u>福岡市</u>は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>福岡県</u>は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する<u>福岡市</u>からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供する	第3 被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用する。</u> 県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供する	防災基本計画の修正に伴う修正(デジタル技術の活用)																				
6-3 ~ 6-4	第6章 第2節	第6章 受援計画 第2節 受援体制 第2 受援対象業務 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">受援対象業務</th><th>業務の概要</th><th>業務所管局等</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所</td><td>避難所運営に関する業務</td><td>・避難所運営等の支援</td><td>福祉局</td><td>⑮⑯ ※</td></tr> </tbody> </table> <支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等> ①…⑯	受援対象業務		業務の概要	業務所管局等	根拠	避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	福祉局	⑮⑯ ※	第6章 受援計画 第2節 受援体制 第2 受援対象業務 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">受援対象業務</th><th>業務の概要</th><th>業務所管局等</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所</td><td>避難所運営に関する業務</td><td>・避難所運営等の支援</td><td>福祉局</td><td>⑮⑯⑰ ※</td></tr> </tbody> </table> <支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等> ①…⑯ <u>⑰福岡県災害派遣福祉チーム設置運営要領</u>	受援対象業務		業務の概要	業務所管局等	根拠	避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	福祉局	⑮⑯⑰ ※	時点修正
受援対象業務		業務の概要	業務所管局等	根拠																				
避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	福祉局	⑮⑯ ※																				
受援対象業務		業務の概要	業務所管局等	根拠																				
避難所	避難所運営に関する業務	・避難所運営等の支援	福祉局	⑮⑯⑰ ※																				

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由																		
6-11	第6章 第4節	第4節 関係機関別の受援 2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター ② 設置場所・機能 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内(市社会福祉協議会)に設置し、本部機能を担う。区災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として各区に適宜設置し、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター本部と必要な連絡・報告・情報共有を行う。	第4節 関係機関別の受援 2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター ② 設置場所・機能 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内(市社会福祉協議会)に設置し、本部機能を担う。区災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として各区(西南学院、都築学園、福岡工業大学)に適宜設置し、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター本部と必要な連絡・報告・情報共有を行う。 設置予定場所 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>福岡市市民福祉プラザ</td><td>福岡市中央区荒戸3丁目3-39</td></tr><tr><td>西南学院</td><td>福岡市早良区西新6丁目2-92</td></tr><tr><td>都築学園(第一薬科大学及び福岡第一高等学校)</td><td>福岡市南区玉川町22-1</td></tr><tr><td>福岡工業大学</td><td>福岡市東区和白東三丁目30-1</td></tr></table>	施設名	所在地	福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39	西南学院	福岡市早良区西新6丁目2-92	都築学園(第一薬科大学及び福岡第一高等学校)	福岡市南区玉川町22-1	福岡工業大学	福岡市東区和白東三丁目30-1	多様な主体と連携した支援(災害ボランティアセンターの設置予定場所の明確化)								
施設名	所在地																					
福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39																					
西南学院	福岡市早良区西新6丁目2-92																					
都築学園(第一薬科大学及び福岡第一高等学校)	福岡市南区玉川町22-1																					
福岡工業大学	福岡市東区和白東三丁目30-1																					
6-11	第6章 第4節	(2) 日赤奉仕団 ①協力の依頼 ア(省略) イ(省略) <table><tr><th>連絡先</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td>日赤福岡市地区本部</td><td>福岡市中央区天神1丁目8-1</td><td>711-4947</td></tr><tr><td>日赤福岡県支部</td><td>福岡市南区大楠3丁目1-1</td><td>523-1171</td></tr></table>	連絡先	所在地	電話	日赤福岡市地区本部	福岡市中央区天神1丁目8-1	711-4947	日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171	(2) 日赤奉仕団 ①協力の依頼 ア(省略) イ(省略) <table><tr><th>連絡先</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td>日赤福岡市地区本部</td><td>福岡市中央区舞鶴1丁目4-13</td><td>710-5319</td></tr><tr><td>日赤福岡県支部</td><td>福岡市南区大楠3丁目1-1</td><td>523-1171</td></tr></table>	連絡先	所在地	電話	日赤福岡市地区本部	福岡市中央区舞鶴1丁目4-13	710-5319	日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171	時点修正
連絡先	所在地	電話																				
日赤福岡市地区本部	福岡市中央区天神1丁目8-1	711-4947																				
日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171																				
連絡先	所在地	電話																				
日赤福岡市地区本部	福岡市中央区舞鶴1丁目4-13	710-5319																				
日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171																				
7-2	第7章 第2節	第7章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、生活等の再建のための必要な施策を行う。	第7章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、生活等の再建のための必要な施策を行う。	防災基本計画の修正に伴う修正(災害ケースマネジメント)																		
7-4	第7章 第2節	第3 租税等の減免等 3 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 (1) 市民税・県民税	第3 租税等の減免等 3 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等 (1) 市民税・県民税・森林環境税	表現の適正化																		

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由																												
8-1	第8章	第8章 支援計画 支援計画タイムライン <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>発災日</th><th>発災日+1日</th></tr><tr><td rowspan="3">避難所</td><td>運営支援</td><td></td><td>・避難所運営等の支援</td></tr><tr><td>保健・福祉・衛生</td><td></td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握、支援</td></tr><tr><td>動物愛護</td><td></td><td></td></tr></table>	区分		発災日	発災日+1日	避難所	運営支援		・避難所運営等の支援	保健・福祉・衛生		・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握、支援	動物愛護			第8章 支援計画 支援計画タイムライン <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>発災日</th><th>発災日+1日</th></tr><tr><td rowspan="3">避難所</td><td>運営支援</td><td></td><td>・避難所運営等の支援</td></tr><tr><td>保健・福祉・衛生</td><td></td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援</td></tr><tr><td>動物愛護</td><td></td><td></td></tr></table>	区分		発災日	発災日+1日	避難所	運営支援		・避難所運営等の支援	保健・福祉・衛生		・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援	動物愛護			表現の適正化
区分		発災日	発災日+1日																													
避難所	運営支援		・避難所運営等の支援																													
	保健・福祉・衛生		・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要支援者等の状況把握、支援																													
	動物愛護																															
区分		発災日	発災日+1日																													
避難所	運営支援		・避難所運営等の支援																													
	保健・福祉・衛生		・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援																													
	動物愛護																															
8-3	第8章 第1節	第1節 広域支援の基本 第2 福岡市広域支援本部等 2 福岡市広域支援本部	第1節 広域支援の基本 第2 福岡市広域支援本部等 2 福岡市広域支援本部	表現の適正化(現状の組織体制と整合)																												
8-4	第8章 第1節	第3 支援調整にかかる体制 被災自治体に対する支援を迅速かつ円滑に実施するため、必要に応じ支援本部内に支援調整チームを設置し職員の派遣等に向けた準備及び調整を行う。 1 支援調整チームの構成・役割 <table><tr><th>構成局等</th><th>役割</th></tr><tr><td>支援本部室及び市民局</td><td>・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること</td></tr><tr><td>総務企画局</td><td>・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)</td></tr><tr><td>財政局</td><td>・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること</td></tr><tr><td>経済観光文化局</td><td>・支援職員の宿泊施設の確保に関すること</td></tr><tr><td>各局等総務・情報班(総務班)及び各事務局班</td><td>・各局等における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く</td></tr></table>	構成局等	役割	支援本部室及び市民局	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること	総務企画局	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)	財政局	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること	経済観光文化局	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること	各局等総務・情報班(総務班)及び各事務局班	・各局等における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く	第3 支援調整にかかる体制 被災自治体に対する支援を迅速かつ円滑に実施するため、必要に応じ支援本部内に支援調整チームを設置し職員の派遣等に向けた準備及び調整を行う。 1 支援調整チームの構成・役割 <table><tr><th>構成局等</th><th>役割</th></tr><tr><td>市民局</td><td>・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること</td></tr><tr><td>総務企画局</td><td>・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)</td></tr><tr><td>財政局</td><td>・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること</td></tr><tr><td>経済観光文化局</td><td>・支援職員の宿泊施設の確保に関すること</td></tr><tr><td>各局等総務・情報班(総務班)及び各事務局班</td><td>・各局等における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く</td></tr></table>	構成局等	役割	市民局	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること	総務企画局	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)	財政局	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること	経済観光文化局	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること	各局等総務・情報班(総務班)及び各事務局班	・各局等における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く	表現の適正化(現状の組織体制と整合)				
構成局等	役割																															
支援本部室及び市民局	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること																															
総務企画局	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)																															
財政局	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること																															
経済観光文化局	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること																															
各局等総務・情報班(総務班)及び各事務局班	・各局等における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く																															
構成局等	役割																															
市民局	・被災状況の収集、整理、伝達に関すること ・全市の支援状況の把握に関すること																															
総務企画局	・市長会等の災害時における応援協定等の調整に関すること ・支援職員の確保・調整に関すること (物資、避難所、り災証明発行業務等)																															
財政局	・職員派遣車両に関すること ・庁舎の利用調整に関すること																															
経済観光文化局	・支援職員の宿泊施設の確保に関すること																															
各局等総務・情報班(総務班)及び各事務局班	・各局等における支援職員の確保に関すること ※道路下水道局、消防局、水道局を除く																															

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由																																																																															
8-4	第8章 第1節	【支援調整の流れ(概要)】	【支援調整の流れ(概要)】	表現の適正化(現状の組織体制と整合)																																																																															
8-5	第8章 第2節	第2節 支援活動の展開 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務 <table><tr><th>支援業務</th><th>業務の概要</th><th>所管局等</th></tr><tr><td>消防活動に関する業務</td><td>・消火活動、救助活動、救急活動</td><td>消防局</td></tr><tr><td>医療支援に関する業務</td><td>・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動 (DPATで調整)</td><td>保健医療局</td></tr><tr><td>被災地の安全対策に関する業務</td><td>・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定</td><td>住宅都市局</td></tr><tr><td rowspan="3">避難所に関する業務</td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員)</td><td rowspan="3">福祉局 保健医療局</td></tr><tr><td>・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育</td></tr><tr><td>・応急給水活動</td></tr><tr><td>ライフライン復旧支援に関する業務</td><td>・上水道施設の被害調査・復旧 ・下水道施設の被害調査・復旧</td><td>水道局 道路下水道局</td></tr><tr><td>清掃対策に関する業務</td><td>・廃棄物の収集・運搬、処分 ・し尿の収集・運搬、処分 ・仮設トイレ等の確保・設置</td><td>環境局</td></tr><tr><td>教育に関する業務</td><td>・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援</td><td>教育委員会</td></tr><tr><td>公共施設等の応急対策に関する業務</td><td>・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ・河川の被害調査・復旧</td><td>道路下水道局</td></tr><tr><td rowspan="2">被災者の生活再建に関する業務</td><td>・港湾施設の被害調査・復旧 ・家屋被害認定調査</td><td>港湾空港局 財政局</td></tr><tr><td>・応急仮設住宅供与支援</td><td>住宅都市局</td></tr></table>	支援業務	業務の概要	所管局等	消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	消防局	医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動 (DPATで調整)	保健医療局	被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市局	避難所に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員)	福祉局 保健医療局	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	・応急給水活動	ライフライン復旧支援に関する業務	・上水道施設の被害調査・復旧 ・下水道施設の被害調査・復旧	水道局 道路下水道局	清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分 ・し尿の収集・運搬、処分 ・仮設トイレ等の確保・設置	環境局	教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育委員会	公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ・河川の被害調査・復旧	道路下水道局	被災者の生活再建に関する業務	・港湾施設の被害調査・復旧 ・家屋被害認定調査	港湾空港局 財政局	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局	第2節 支援活動の展開 第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務 <table><tr><th>支援業務</th><th>業務の概要</th><th>所管局等</th><th>根拠</th></tr><tr><td>消防活動に関する業務</td><td>・消火活動、救助活動、救急活動</td><td>消防局</td><td>①</td></tr><tr><td>医療支援に関する業務</td><td>・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動 (DPATで調整)</td><td>保健医療局</td><td>② ③</td></tr><tr><td>被災地の安全対策に関する業務</td><td>・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定</td><td>住宅都市局</td><td>④ ⑤</td></tr><tr><td rowspan="3">避難所に関する業務</td><td>・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員)</td><td rowspan="3">福祉局 保健医療局</td><td>⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪</td></tr><tr><td>・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育</td></tr><tr><td>・応急給水活動</td></tr><tr><td>ライフライン復旧支援に関する業務</td><td>・上水道施設の被害調査・復旧 ・下水道施設の被害調査・復旧</td><td>水道局 道路下水道局</td><td>⑫ ⑬ ⑭</td></tr><tr><td>清掃対策に関する業務</td><td>・廃棄物の収集・運搬、処分 ・し尿の収集・運搬、処分 ・仮設トイレ等の確保・設置</td><td>環境局</td><td>⑮ ⑯ ⑰</td></tr><tr><td>教育に関する業務</td><td>・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援</td><td>教育委員会</td><td>⑱</td></tr><tr><td>公共施設等の応急対策に関する業務</td><td>・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ・河川の被害調査・復旧</td><td>道路下水道局</td><td>⑲ ⑳ ㉑</td></tr><tr><td rowspan="2">被災者の生活再建に関する業務</td><td>・港湾施設の被害調査・復旧 ・家屋被害認定調査</td><td>港湾空港局 財政局</td><td>㉒ ㉓</td></tr><tr><td>・応急仮設住宅供与支援</td><td>住宅都市局</td><td>㉔</td></tr></table>	支援業務	業務の概要	所管局等	根拠	消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	消防局	①	医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動 (DPATで調整)	保健医療局	② ③	被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市局	④ ⑤	避難所に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員)	福祉局 保健医療局	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育	・応急給水活動	ライフライン復旧支援に関する業務	・上水道施設の被害調査・復旧 ・下水道施設の被害調査・復旧	水道局 道路下水道局	⑫ ⑬ ⑭	清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分 ・し尿の収集・運搬、処分 ・仮設トイレ等の確保・設置	環境局	⑮ ⑯ ⑰	教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育委員会	⑱	公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ・河川の被害調査・復旧	道路下水道局	⑲ ⑳ ㉑	被災者の生活再建に関する業務	・港湾施設の被害調査・復旧 ・家屋被害認定調査	港湾空港局 財政局	㉒ ㉓	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局	㉔	表現の適正化
支援業務	業務の概要	所管局等																																																																																	
消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	消防局																																																																																	
医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動 (DPATで調整)	保健医療局																																																																																	
被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市局																																																																																	
避難所に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員)	福祉局 保健医療局																																																																																	
	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育																																																																																		
	・応急給水活動																																																																																		
ライフライン復旧支援に関する業務	・上水道施設の被害調査・復旧 ・下水道施設の被害調査・復旧	水道局 道路下水道局																																																																																	
清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分 ・し尿の収集・運搬、処分 ・仮設トイレ等の確保・設置	環境局																																																																																	
教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育委員会																																																																																	
公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ・河川の被害調査・復旧	道路下水道局																																																																																	
被災者の生活再建に関する業務	・港湾施設の被害調査・復旧 ・家屋被害認定調査	港湾空港局 財政局																																																																																	
	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局																																																																																	
支援業務	業務の概要	所管局等	根拠																																																																																
消防活動に関する業務	・消火活動、救助活動、救急活動	消防局	①																																																																																
医療支援に関する業務	・医療・救護活動 ・精神保健医療に関する活動 (DPATで調整)	保健医療局	② ③																																																																																
被災地の安全対策に関する業務	・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定	住宅都市局	④ ⑤																																																																																
避難所に関する業務	・避難所の衛生確保 ・被災者の健康管理 ・要配慮者の状況把握、支援 ・避難所における聴覚障がい者等の支援 (ろうあ者相談、手話通訳者、盲ろう者通訳介助員)	福祉局 保健医療局	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪																																																																																
	・動物愛護に関する相談 ・避難所における愛玩動物の適正飼育																																																																																		
	・応急給水活動																																																																																		
ライフライン復旧支援に関する業務	・上水道施設の被害調査・復旧 ・下水道施設の被害調査・復旧	水道局 道路下水道局	⑫ ⑬ ⑭																																																																																
清掃対策に関する業務	・廃棄物の収集・運搬、処分 ・し尿の収集・運搬、処分 ・仮設トイレ等の確保・設置	環境局	⑮ ⑯ ⑰																																																																																
教育に関する業務	・学校施設の被害調査 ・特別支援教育支援	教育委員会	⑱																																																																																
公共施設等の応急対策に関する業務	・道路の被害調査・復旧 ・緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ・河川の被害調査・復旧	道路下水道局	⑲ ⑳ ㉑																																																																																
被災者の生活再建に関する業務	・港湾施設の被害調査・復旧 ・家屋被害認定調査	港湾空港局 財政局	㉒ ㉓																																																																																
	・応急仮設住宅供与支援	住宅都市局	㉔																																																																																
8-5	第8章 第2節	2 支援業務の調整 (1) 支援調整チームによる調整 各局等を越えて支援職員の要請が必要となる業務は、支援調整チームで調整を行う。 ① 大規模災害発生時に速やかに支援活動が実施できるよう、事前に支援職員を指定する。 ② 支援職員派遣の実施又はその可能性がある場合は、各局等総務担当課を通じて、事前に指定している職員に派遣準備を要請する。	(削除)	表現の適正化																																																																															

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由
8-6	第8章 第2節	(新設)	＜支援要請の根拠となる災害時相互支援協定等＞ ① 緊急消防援助隊:消防組織法第44 条、県内消防相互応援:消防組織法第39 条、福岡県消防相互応援協定、福岡都市圏市町村消防相互応援協定 ② 21 大都市災害時相互応援に関する協定 ③ 災害対策基本法第74 条、DPAT 活動要領 ④ 被災建築物応急危険度判定要綱 ⑤ 被災宅地危険度判定実施要綱 ⑥ 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定、福岡県災害時ペット救護マニュアル	表現の適正化
8-6	第8章 第2節		⑦ 日本水道協会地震等緊急時対応の手引き、日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定、大都市水道局災害相互応援に関する覚書 ⑧ 下水道災害時における大都市間の連絡・連携に関するルール、下水道事業における災害時支援に関するルール ⑨ 大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画、九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定、福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書、一般廃棄物収集運搬業者との災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書、福岡県産業廃棄物協会との災害廃棄物の処理等に関する協定書 ⑩ 福岡都市圏域自治体間における一般廃棄物の処理に関する相互協定書 ⑪ 災害時における仮設トイレの設置に関する協定書、災害時における物資の供給に関する協定書 ⑫ 災害対策基本法第67 条 ⑬ 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定 ⑭ 九州市長会における災害時相互支援プラン ⑮ 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画 ⑯ 応急対策職員派遣制度	
8-7	第8章 第2節	③ 具体的な派遣要領については、「被災地への職員派遣マニュアル」に定める。	2 支援業務の調整 ① 支援調整チームによる調整 各局等を越えて支援職員の要請が必要となる業務は、支援調整チームで調整を行う。 ① 大規模災害発生時に速やかに支援活動が実施できるよう、事前に支援職員を指定する。 ② 支援職員派遣の実施又はその可能性がある場合は、各局等総務担当課を通じて、事前に指定している職員に派遣準備を要請する。 ③ 具体的な派遣要領については、「被災地への職員派遣マニュアル」に定める。	表現の適正化

福岡市地域防災計画(本編)修正案

頁	章節	現行(令和5年度版)	令和6年度案	修正理由																				
9-2	福岡市水防計画	《福岡市水防計画》 5 水防活動 (7) 避難 水災の発生に際し、人命、身体、財産に著しい危険又は被害を生ずるおそれがある地域の住民に対して、避難勧告等を発令し、居住者の人命、身体、財産の安全を図る。 ① 避難勧告等の発令 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難勧告等を発令する。 排水ポンプについて ◎排水ポンプ車の保管場所 ○中部水処理センター(福岡市中央区荒津2丁目13-4) 8 水防警報 (2) 警報の段階 (漏れ) <table><tr><td>河川名</td><td>観測所名</td><td>第一段階 待 機</td><td>第二段階 準 備</td><td>第三段階 出 動</td><td>第四段階 警 戒</td><td>第五段階 厳重警戒</td><td>第六段階 解 除</td><td>水防警報 発令者</td></tr></table>	河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 厳重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者	《福岡市水防計画》 5 水防活動 (7) 避難 水災の発生に際し、人命、身体、財産に著しい危険又は被害を生ずるおそれがある地域の住民に対して、避難情報を発令し、居住者の人命、身体、財産の安全を図る。 ① 避難情報の発令 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難情報を発令する。 排水ポンプについて ◎排水ポンプの保管場所 ○中部水処理センター(福岡市中央区荒津2丁目2-1) 8 水防警報 (2) 水防警報の種類 (3) 水防警報対象量水標及び条件 <table><tr><td>河川名</td><td>観測所名</td><td>第一段階 待 機</td><td>第二段階 準 備</td><td>第三段階 出 動</td><td>第四段階 警 戒</td><td>第五段階 厳重警戒</td><td>第六段階 解 除</td><td>水防警報 発令者</td></tr></table>	河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 厳重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者	表現の適正化		
河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 厳重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者																
河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 警 戒	第五段階 厳重警戒	第六段階 解 除	水防警報 発令者																
9-9	福岡市水防計画	10 氾濫危険水位について(省略) ○市が指定する水位周知下水道 <table><tr><td>排水施設名</td><td>水位観測所</td><td>氾濫危険水位</td><td>関係水防管理者</td></tr><tr><td>比恵1号幹線</td><td>博多</td><td>2.57m</td><td>福岡市長</td></tr></table>	排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位	関係水防管理者	比恵1号幹線	博多	2.57m	福岡市長	10 氾濫危険水位について(省略) ○市が指定する水位周知下水道 <table><tr><td>排水施設名</td><td>水位観測所</td><td>氾濫危険水位</td><td>関係水防管理者</td></tr><tr><td>比恵1号幹線</td><td>博多</td><td>2.57m</td><td>福岡市長</td></tr><tr><td>天神幹線</td><td>天神</td><td>2.50m</td><td>福岡市長</td></tr></table>	排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位	関係水防管理者	比恵1号幹線	博多	2.57m	福岡市長	天神幹線	天神	2.50m	福岡市長	時点修正
排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位	関係水防管理者																					
比恵1号幹線	博多	2.57m	福岡市長																					
排水施設名	水位観測所	氾濫危険水位	関係水防管理者																					
比恵1号幹線	博多	2.57m	福岡市長																					
天神幹線	天神	2.50m	福岡市長																					

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章節	現行（令和５年度版）	令和６年度案	修正理由										
6	第１章 第５節	第１章 総則 第５節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 全面緊急事態を判断するＥＡＬ ⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u>	第１章 総則 第５節 玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 全面緊急事態を判断するＥＡＬ ⑩ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。</u>	原子力災害対策指針改正に伴う修正										
13	第１章 第７節	第1章 総則 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 事務の大綱 (4)指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>所 掌 事 項</th></tr><tr><td>福 岡 財 務 支 局</td><td>災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整</td></tr></table>	機 関 名	所 掌 事 項	福 岡 財 務 支 局	災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整	第1章 総則 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 事務の大綱 (4)指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>所 掌 事 項</th></tr><tr><td><u>九州管区警察局</u></td><td><u>ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整</u> <u>イ 広域的な交通規制の指導調整</u> <u>ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整</u></td></tr><tr><td>福 岡 財 務 支 局</td><td>災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整</td></tr></table>	機 関 名	所 掌 事 項	<u>九州管区警察局</u>	<u>ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整</u> <u>イ 広域的な交通規制の指導調整</u> <u>ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整</u>	福 岡 財 務 支 局	災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整	県の地域防災計画に合わせた時点修正
機 関 名	所 掌 事 項													
福 岡 財 務 支 局	災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整													
機 関 名	所 掌 事 項													
<u>九州管区警察局</u>	<u>ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整</u> <u>イ 広域的な交通規制の指導調整</u> <u>ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整</u>													
福 岡 財 務 支 局	災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整													

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章節	現行（令和５年度版）		令和６年度案		修正理由
13	第１章 第７節	九州農政局福岡県拠点	災害時の政府所有米穀の供給の支援	九州農政局福岡県拠点	ア 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物などへの影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること イ 災害時における応急用食糧の確保などに関すること ウ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導 オ 災害時の政府所有米穀の供給の支援	県の地域防災計画に合わせた時点修正
		九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	港湾、海岸対策に関する事項	九州森林管理局 福岡森林管理署 九州経済産業局 九州産業保安監督部 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	ア 国有林野・国有林産物の状況の把握 イ 材木（原木）の供給促進など、災害時の材木需要への対応 ア 被災商工業者への支援に関すること イ 復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保 ア 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保 イ 鉱山における保安確保 港湾、海岸対策に関する事項	
13	第１章 第７節	福岡管区气象台	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達 イ 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供	福岡管区气象台	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達 イ 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供	県の地域防災計画に合わせた時点修正
		九州地方整備局 福岡国道事務所	ア 国管理の国道 イ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保	九州総合通信局 福岡労働局 九州地方整備局 福岡国道事務所	ア 災害時における電気通信の確保 イ 非常通信の統制、管理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握 ア 労働者の被ばく管理の監督指導 イ 労働災害調査及び労働者の労災補償 ウ 労働者の確保・被災者の職業あつせん ア 国管理の国道 イ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保	

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章節	現行（令和５年度版）		令和６年度案		修正理由
14	第１章 第７節	(6)指定公共機関		(6)指定公共機関		県の地域防災計画に合わせた時点修正
		九州旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	九州旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	
		西日本旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	西日本旅客鉄道株式会社		
		西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路の確保	西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路の確保	
		西日本電信電話株式会社 九州支店	災害時における通信の確保	西日本電信電話株式会社 九州支店	災害時における通信の確保	
		日本赤十字社福岡県支部	災害時における医療救護等の実施	NTTコミュニケーションズ株式会社		
				KDDI株式会社		
				株式会社NTTドコモ九州支社		
				ソフトバンク株式会社		
				日本銀行福岡支店	ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	
				日本赤十字社福岡県支部	災害時における医療救護等の実施	
14	第１章 第７節	日本通運株式会社 福岡支店	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	日本通運株式会社 福岡支店	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	県の地域防災計画に合わせた時点修正
				福山通運株式会社		
				佐川急便株式会社		
				ヤマト運輸株式会社		
				西濃運輸株式会社		

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章 節	現 行（令和５年度版）	令和６年度案	修正理由																																	
14	第 1 章 第 7 節	(7)指定地方公共機関 <table><tr><td></td><td>ア 災害情報の伝達</td></tr><tr><td>株式会社西日本新聞社</td><td>イ 原子力防災知識の普及</td></tr><tr><td>公 益 社 団 法 人 福 岡 県 看 護 協 会</td><td>災害時における医療、看護に関する事項</td></tr></table>		ア 災害情報の伝達	株式会社西日本新聞社	イ 原子力防災知識の普及	公 益 社 団 法 人 福 岡 県 看 護 協 会	災害時における医療、看護に関する事項	(7)指定地方公共機関 <table><tr><td>株式会社西日本新聞社</td><td rowspan="16">ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及</td></tr><tr><td>株式会社朝日新聞社</td></tr><tr><td>西 部 本 社</td></tr><tr><td>株式会社毎日新聞社</td></tr><tr><td>西 部 本 社</td></tr><tr><td>株式会社読売新聞</td></tr><tr><td>西 部 本 社</td></tr><tr><td>株式会社時事通信社</td></tr><tr><td>福 岡 支 社</td></tr><tr><td>一般社団法人共同通信社</td></tr><tr><td>福 岡 支 社</td></tr><tr><td>株式会社熊本日日新聞社</td></tr><tr><td>福 岡 支 社</td></tr><tr><td>株式会社日刊工業新聞社</td></tr><tr><td>西 部 支 社</td></tr><tr><td>RKB毎日放送株式会社</td></tr><tr><td>株式会社テレビ西日本</td></tr><tr><td>九州朝日放送株式会社</td></tr><tr><td>株式会社福岡放送</td></tr><tr><td>株式会社エフエム福岡</td></tr><tr><td>株式会社TVQ九州放送</td></tr><tr><td>株式会社CROSS FM</td></tr><tr><td>ラブエフエム国際放送</td></tr><tr><td>株 式 会 社</td></tr><tr><td>公 益 社 団 法 人 福 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会</td><td>災害時における緊急物資輸送の協力</td></tr></table>	株式会社西日本新聞社	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及	株式会社朝日新聞社	西 部 本 社	株式会社毎日新聞社	西 部 本 社	株式会社読売新聞	西 部 本 社	株式会社時事通信社	福 岡 支 社	一般社団法人共同通信社	福 岡 支 社	株式会社熊本日日新聞社	福 岡 支 社	株式会社日刊工業新聞社	西 部 支 社	RKB毎日放送株式会社	株式会社テレビ西日本	九州朝日放送株式会社	株式会社福岡放送	株式会社エフエム福岡	株式会社TVQ九州放送	株式会社CROSS FM	ラブエフエム国際放送	株 式 会 社	公 益 社 団 法 人 福 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会	災害時における緊急物資輸送の協力	県の地域防災計画 に合わせた時点修正
	ア 災害情報の伝達																																				
株式会社西日本新聞社	イ 原子力防災知識の普及																																				
公 益 社 団 法 人 福 岡 県 看 護 協 会	災害時における医療、看護に関する事項																																				
株式会社西日本新聞社	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及																																				
株式会社朝日新聞社																																					
西 部 本 社																																					
株式会社毎日新聞社																																					
西 部 本 社																																					
株式会社読売新聞																																					
西 部 本 社																																					
株式会社時事通信社																																					
福 岡 支 社																																					
一般社団法人共同通信社																																					
福 岡 支 社																																					
株式会社熊本日日新聞社																																					
福 岡 支 社																																					
株式会社日刊工業新聞社																																					
西 部 支 社																																					
RKB毎日放送株式会社																																					
株式会社テレビ西日本																																					
九州朝日放送株式会社																																					
株式会社福岡放送																																					
株式会社エフエム福岡																																					
株式会社TVQ九州放送																																					
株式会社CROSS FM																																					
ラブエフエム国際放送																																					
株 式 会 社																																					
公 益 社 団 法 人 福 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会	災害時における緊急物資輸送の協力																																				

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章節	現行（令和５年度版）	令和６年度案	修正理由												
14	第１章 第７節		<table><tr><td>公益社団法人 福岡県医師会</td><td>災害時における医療救護などの実施</td></tr><tr><td>公益社団法人 福岡県獣医師会</td><td>災害時に負傷した愛護動物の治療などの実施</td></tr><tr><td>一般社団法人 福岡県歯科医師会</td><td>災害時における歯科医療救護などの実施</td></tr><tr><td>公益社団法人 福岡県薬剤師会</td><td>災害時の医療救護（調剤）などの実施</td></tr><tr><td>公益社団法人 福岡県看護協会</td><td>医療の視点からの要配慮者などへの支援</td></tr><tr><td>社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会</td><td>福祉の視点からの要配慮者などへの支援</td></tr></table>	公益社団法人 福岡県医師会	災害時における医療救護などの実施	公益社団法人 福岡県獣医師会	災害時に負傷した愛護動物の治療などの実施	一般社団法人 福岡県歯科医師会	災害時における歯科医療救護などの実施	公益社団法人 福岡県薬剤師会	災害時の医療救護（調剤）などの実施	公益社団法人 福岡県看護協会	医療の視点からの要配慮者などへの支援	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	福祉の視点からの要配慮者などへの支援	県の地域防災計画に合わせた時点修正
公益社団法人 福岡県医師会	災害時における医療救護などの実施															
公益社団法人 福岡県獣医師会	災害時に負傷した愛護動物の治療などの実施															
一般社団法人 福岡県歯科医師会	災害時における歯科医療救護などの実施															
公益社団法人 福岡県薬剤師会	災害時の医療救護（調剤）などの実施															
公益社団法人 福岡県看護協会	医療の視点からの要配慮者などへの支援															
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	福祉の視点からの要配慮者などへの支援															
25	第２章 第９節	第２章 原子力災害事前対策 第９節 行政機関の業務継続計画の策定 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための <u>立ち退き</u> の指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。	第２章 原子力災害事前対策 第９節 行政機関の業務継続計画の策定 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための <u>立退き</u> の指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。	表現の適正化												
25	第２章 第９節	第２章 原子力災害事前対策 第９節 行政機関の業務継続計画の策定 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための <u>立ち退き</u> の指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。	第２章 原子力災害事前対策 第９節 行政機関の業務継続計画の策定 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための <u>立退き</u> の指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。	表現の適正化												

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案

頁	章節	現行（令和５年度版）	令和６年度案	修正理由
35	第３章 第５節	第３章 緊急事態応急対策 第５節 市民等への的確な情報伝達活動 １ 市民等への情報伝達活動 （２） 市民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。 また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。	第３章 緊急事態応急対策 第５節 市民等への的確な情報伝達活動 １ 市民等への情報伝達活動 （２） 市民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。 また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する<u>とともに、屋内退避や避難等に関する情報は、区を通じて当該情報に関わる公民館等の施設や自治協議会等に周知する。</u>さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。	表現の適正化
36	第３章 第５節	第３章 緊急事態応急対策 第５節 市民等への的確な情報伝達活動 ２ 広報の手段 （５）その他の広報の手段 ⑨ 電話 重度の視覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望する者に対して、電話による緊急情報の提供を行う。 ⑩ F A X 重度の聴覚障がいがある者又は避難情報の入手が難しい高齢者のうち希望する者に対して、電話による緊急情報の提供を行う。	第３章 緊急事態応急対策 第５節 市民等への的確な情報伝達活動 ２ 広報の手段 （５）その他の広報の手段 ⑨ 電話 視覚障がいがある又は携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、電話による緊急情報の提供を行う。 ⑩ F A X 聴覚障がいがある又は携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、F A Xによる緊急情報の提供を行う。	市民への情報伝達（対象要件の拡大）
37	第３章 第６節	第３章 緊急事態応急対策 第６節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 １ 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 （３）屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。 また、避難等の状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県に対しても情報提供するものとする。	第３章 緊急事態応急対策 第６節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動 １ 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 （３）屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。 また、避難等の状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県に対しても情報提供するものとする。	表現の適正化
39	第３章 第７節	第３章 緊急事態応急対策 第７節 治安の確保及び火災の予防 応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。	第３章 緊急事態応急対策 第７節 治安の確保及び火災の予防 応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。	表現の適正化